

JSPA

検定員ガイドライン

-- 2025 年度版 --

一般社団法人
日本セーフティパドリング協会
Japan Safe Paddling Association

検定課目ガイドライン

このガイドラインは日本セーフティパドリング協会・検定員規程及び検定会規程に基づき、指導者育成を目的にこれを定める。以下の内容を変更する場合は、教育普及委員会の承認を得、理事会に報告しなければならない。このガイドラインは会員がいつでも入手可能なものである。

(1) ベーシック検定員	
■申請資格	2
■申請および認定	2
■ベーシック検定員資格取得／更新研修会	2
■職務	2
■活動	3
■任期	3
■資格の停止および失効	3
■移行措置	3
(2) インストラクタートレーナー (IT)	
■申請資格	4
■申請および認定	4
■職務	5
■活動	5
■任期	5
■資格の停止および失効	5
■移行措置	5
(3) ガイドトレーナー (GT)	
■資格および選定	6
■職務	6
■活動	6
■任期	6
■資格の停止および失効	6

JSPA 検定員ガイドライン

-- 2025 年度版 --

2020 年 4 月 1 日発行
2024 年 3 月 29 日改正
2025 年 7 月 12 日改正
発行：日本セーフティパドリング協会
編集：JSPA 教育普及委員会

■検定員一覧：＜検定員規程・第 1 条＞による

		担当できる課程				
		ベーシック課程		アドバンスト課程		ガイド課程 (付帯資格)
検定員名称	種目	知識課目	技術課目	知識課目	技術課目	
ベーシック検定員	RK	◎	RK			
	SK	◎	SK			
	Rec-K	◎	Rec-K			
	SOT	◎	SOT			
	OC	◎	OC			
	SUP	◎	SUP			
インストラクター トレーナー	RK	◎	RK	◎	RK	
	SK	◎	SK	◎	SK	
	Rec-K	◎	Rec-K	◎	Rec-K	
	SOT	◎	SOT	◎	SOT	
	OC	◎	OC	◎	OC	
	SUP	◎	SUP	◎	SUP	
ガイドトレーナー	リバー	◎	該当種目	◎	該当種目	リバー課目
	シー	◎	該当種目	◎	該当種目	シー課目

【RK】 リーバーカヤック

【SK】 シーカヤック

【Rec-K】 レクリエーションカヤック

【SOT】 シットオントップ

【OC】 オープンカヌー

【SUP】 スタンドアップパドルボード

※種目まで明記する検定員名称の記載は、【検定員名称・種目名】とする。

例：「ベーシック検定員・リバーカヤック」、「ガイドトレーナー・シー」

(1) ベーシック検定員

■申請資格

- 1) <検定員規程・第2条>により、公認スクール所属3年以上および年会費納入済の者
- 2) 該当する種目のアドバンストインストラクター資格を所持し、3年以上経過している
- 3) SRP 講習が担当できる
- 4) 複数種目を申請しても構わない

■申請および認定

- 1) 2年に1回開催される「ベーシック検定員資格取得／更新研修会」に申込みすることで申請とみなす
- 2) 研修終了により、理事会承認をもって、ベーシック検定員の資格を取得できる。但し、所定の項目を満たさなかった場合や、明らかに検定員として適正が不十分である場合には、理事会への推薦を行わない
- 3) 継続して資格維持を希望する者もこの研修を修了しなければならない
- 4) IT はベーシック検定員資格取得／更新研修会に参加する義務はないが、ベーシック検定会を開催する可能性がある場合は、できる限り参加することを推奨する。但し、滞在費のみの実費を支払うこととし、研修会では随時アドバイスをすることとする

■ベーシック検定員資格取得／更新研修会

- 1) ベーシック検定員資格取得／更新研修会（以下研修会）は、2年毎に全国で1箇所ないし2箇所で2日間開催する
- 2) 協会はこの研修会開催を半年以上前に公表し、希望者はその募集要項に則って申込みをする
- 3) 研修会の参加費は33,000円（税込み）／2日間とし、宿泊費滞在費は別途とする
- 4) 研修会の担当は教育普及委員会の委員が2名で行い、その内1名は両会場を兼務する
- 5) 研修会の内容は次の通りとする

課目	内容	研修時間
①知識課目受講	90分の講義と質疑応答 30分を3課目 ※講義は委員会が指名した者が行う ※質疑応答にて教科のポイントとテスト問題の解説を行う	360分
②開催手続方法	検定の申請や報告の際の注意点、確認テスト	60分
③漕艇技術	過去の検定動画を元に採点と目合せ、フィールド条件の選定	120分
④指導技術	研修内容の確認、採点のポイント	90分
⑤安全技術	研修内容の確認・実践、艇種に対する注意点	120分
⑥総括	まとめ、質疑応答	30分

※④ 参加者同士で模擬検定や研修をし、随時フィードバックをおこなう

※⑤ 取得する全艇種で模範となるセルフレスキュー・アシストレスキューをおこなう

■職務

- 1) 最新の「検定課目ガイドライン」、「検定会開催ガイドライン」、「ベーシック検定書類一式」及び「ベーシック検定運営ガイドライン」に基づき検定をおこなう
- 2) 新規のベーシック検定員は、初回の検定会はベーシック検定員2名体制で開催する

※ベーシック検定会をおこなっている IT とおこなうことを推奨する

3) 単位取得者が公認スクールを申請する場合は、推薦者の 1 人となり、責任を持ってサポートする

■活動

＜検定員規程・第 6 条＞に準ずる。

■任期

＜検定員規程・第 4 条＞により、4 月 1 日より 3 月 31 日までを 1 年とする、4 年間。

■資格の停止および失効

＜検定員規程・第 7 条、第 8 条＞に準ずる。

■移行措置

2020 年度からの制度移行に合わせて、2020 年度を検定課目新制度の周知期間とし、現行の検定員資格取得者は以下の通り資格を移行する。なお、2020 年度期末、もしくは 2021 年度期初にベーシック検定員資格取得／更新研修会をおこなう

旧 ベーシック検定員資格(～2019)	新 ベーシック検定員資格(2020～)
カヤックベーシック検定員	ベーシック検定員・シーカヤック ベーシック検定員・リバーカヤック ベーシック検定員・シットオントップカヤック ベーシック検定員・レクリエーショナルカヤック ※全てのカヤック種目の検定員を担当できるが、艇種の知識や特徴を理解していない場合は、その種目の検定員資格を放棄できることとする
カヌーベーシック検定員	ベーシック検定員・オープンカヌー
SUP ベーシック検定員	ベーシック検定員・SUP

(2) インストラクタートレーナー (IT)

■申請資格

- 1) <検定員規程・第2条>により、公認スクール所属3年以上および年会費納入済の者
- 2) 該当する種目のアドバンストインストラクター資格を所持し、5年以上経過している
- 3) SRP 講習が担当できる
- 4) 出来る限り多くのフィールドや艇種の特徴を知っていることが望ましい
- 5) 複数種目を申請しても構わない

■申請および認定

インストラクタートレーナーを希望する者は、以下の手順で申請および認定が行われる。尚、協会が必要と判断した一般会員には、教育普及委員会から打診する場合がある。

- 1) 希望者は、申請前に下記の所定研修を修了しなければならない

①新規申請者

教育普及委員会にインストラクタートレーナー研修の旨を伝えた上で、「検定会アドバンスト課程」における研修および運営協力をおこなう

- ・申請直近4年以内に3回以上（単年度に3回でも構わない）
- ・デモ担当は最低限1回以上
- ・教育普及委員会に委員として参加活動し、検定システムを理解すると、より良い

②過去のインストラクタートレーナー経験者

教育普及委員会にインストラクタートレーナー研修の旨を伝えた上で、「検定会アドバンスト 課程」における研修および運営協力をおこなう

- ・申請直近2年以内に1回以上（デモを含む）

③既存のインストラクタートレーナー

- ・インストラクタートレーナー期間中の検定会や研修会等の協会活動実績

- 2) 申請は、上記所定の研修終了後、申請期間（10月1日～10月31日）中に、教育普及委員会に下記の書類を提出する

①インストラクタートレーナー申請書

②有効期限内の野外救急法の修了証（プロバイダ、講習の日数は問わない）のコピー

- 3) 申請者は、申請期間締め切り後に開催される協会が指定したインストラクタートレーナー研修会に参加し、認定審査を仰ぐ

- 4) 協会は、申請書および上記3)の研修会や過去の実績等を含めて、以下の点を考慮して総合的に審査（担当者は次の5名）し、理事会承認をもって任命する

① 審査担当者

- ・代表理事 ・副代表理事 ・業務執行理事
- ・教育普及委員会担当理事 ・教育普及委員会委員長

② 申請書に基づく書類審査

- ・専門知識
- ・指導経験
- ・ガイド経験

- ・過去の検定員活動や研修参加状況
- ・地域性
- ・将来性

③ インストラクタートレーナー研修会における審査

- ・パドリング技術（アドバンスト課程・漕艇技術各 80 点以上）
- ・フィードバックを通じた技術分析やパドリングの考え方

5) インストラクタートレーナーの認定は 1 期最大 15 名までとし、新たな人材の育成も含めて、バランスよい人選が求められる

■職務

協会は IT に出来る限り活動場所を提供し、IT は協会のために協力を惜しまない。職務は、以下に定める。

- 1) 最新の「検定課目ガイドライン」、「検定会開催ガイドライン」に基づき指導者検定会の検定をおこなう
- 2) 単位取得者が公認スクール申請をする際は、推薦者の 1 人となり、責任を持ってサポートする
- 3) 協会が認めた講習会の担当
- 4) 地域ブロック研修会にて指導や技術における研修担当
- 5) 協会が行う一般愛好者向けの講習会や体験会

■活動

＜検定員規定・第 6 条＞に準ずる。

■任期

＜検定員規程・第 4 条＞により、4 月 1 日より 3 月 31 日までを 1 年とする、4 年間。

■資格の停止および失効

＜検定員規程・第 7 条、第 8 条＞に準ずる。

■移行措置

2020 年期初に旧インストラクタートレーナとトレーナー研修中の者に対して、申請受付をおこなう。野外救急法の修了証に関しては、2020 年度中の提出とし、2021 年までの 2 年間の暫定的なものとする。ガイドラインに則った運用は 2022 年度からとし、2021 年 10 月を最初の申請期間とする。

(3) ガイドトレーナー (GT)

■資格および選定

ガイドトレーナーは教育普及委員会が本人の承諾を得た上で選定し、理事会承認をもって協会が任命する。選定基準は次の通りとする。

1) インストラクタートレーナー資格を所持している

※IT はアドバンストガイド課程の検定会に、該当種目に限って、ガイドトレーナー研修として参加できる

2) 出来る限り多くのフィールドや艇種の特徴を知っている

3) 常にフィールドでのパドリングに関して関心を持ち、研鑽をしている

■職務

協会はガイドトレーナーに出来る限り活動場所を提供し、ガイドトレーナーは協会のために協力を惜しまない。職務は、以下に定める。

1) 最新の「検定課目ガイドライン」、「検定会開催ガイドライン」に基づき指導者検定会の検定をおこなう

2) 単位取得者が公認スクール申請をする際は、推薦者の1人となり、責任を持ってサポートする

3) 協会が認めた講習会の担当

4) 地域ブロック研修会にて指導や技術における研修担当

5) 協会が行う一般愛好者向けの講習会や体験会

■活動

<検定員規定・第6条>に準ずる。

■任期

<検定員規程・第4条>により、4月1日より3月31日までを1年とする、2年間。

■資格の停止および失効

<検定員規程・第7条、第8条>に準ずる。

附則

1 このガイドラインは、2020年2月28日より施行する。

2 このガイドラインは、2024年4月1日より施行する。

3 このガイドラインは、2025年7月1日より施行する。